平成２３年（フ）第９７６号
東京都西東京市芝久保町１丁目５－３　株式会社大泉精密内
債務者　鴇田憙美男
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９８０号
東京都府中市矢崎町１丁目10―22
債務者　小森　利夫
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９８１号
東京都府中市矢崎町１丁目10―22
債務者　小森　清江
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９８３号
神奈川県相模原市緑区千木良967―１
債務者　朝吹　眞秀
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９８６号
東京都あきる野市小中野36　第１グリーンヒル101
債務者　伊藤　博之
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９９４号
東京都北区浮間３丁目34―１―501
債務者　上條　恵美
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９９５号
東京都町田市原町田１丁目13―１―214
債務者　黒崎　　敬
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９９６号
東京都豊島区要町３丁目28―３―202
債務者　桜井　健太
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９９７号
東京都町田市図師町626―１―205
債務者　佐藤　友裕
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１００１号
東京都新宿区矢来町２　北村方
債務者　元木　春雄
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１００４号
東京都狛江市岩戸北３丁目６―41
債務者　飯島紀美代
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１００５号
東京都足立区西保木間３丁目17―３―407
債務者　菅澤　孝之
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１００６号
神奈川県川崎市多摩区登戸3141―４　ドリームハウス登戸第５―202
債務者　新井秀樹こと　朴　　秀樹
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１００７号
東京都豊島区南長崎２―２―１―304、住民票上の住所千葉県市原市泉台３丁目15―12
債務者　島森　育子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１００８号
東京都杉並区阿佐谷南２丁目21―２　コーポ高村５号
債務者　村山　俊彦
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１００９号
東京都杉並区高円寺南３丁目37―８　フラット高円寺南５―201
債務者　和田　立也
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部